

京都市告示第 385 号

京都市市税条例第 27 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和 2 年 10 月 22 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
認定特定非営利活動 法人京都自死・自殺相 談センターに対する 寄附金	京都市下京区西中筋通花屋 町下ル堺町 9 2	当該法人の 主たる目的 である業務	令和 2 年 4 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 31 日までに支出された 寄附金

(行財政局税務部税制課)